千二百五十万円	一の都道府県の区域（参議院合同選挙区選挙により選出される参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。） 一の指定都市の区域（参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。）

を

三円	千五百九十万円
四円	千二百五十万円

に改め、同条第二項中「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同条第四項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙について当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改め、同条第五項中「、第三項及び前項」を「及び前二項」に改める。

第百二十九条第二項及び第八項中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第百三十二条の三の二の見出し中「規定」を「規定等」に改め、同条第一項の表法第百四十二条第一項第一号の二の通常葉書の数の項中「参議院選挙区選出議員の選挙における数」を「区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一である場合には三万五千枚、当該選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに二千五百枚を三万五千枚に加えた数」に改め、同表法第百四十二条第一項第一号の二のビラの数の項中「参議院選挙区選出議員の選挙における数に十分の七を乗じて得た数」を「区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一である場合には七万枚、当該選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに一万五百枚を七万枚に加えた数（その数が二十一万枚を超える場合には、二十一万枚）」に改め、同表法第百四十四条第一項第二号の二のポスターの数の項中「当該都道府県の」を削り、「における」の下に「当該都道府県の区域内の」を加え、同条第六項中「二台以上」及び「二人以上」を「以上」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加え、「六万二百円」を「六万四千五百円」に、「十二万四百円」を「十二万九千円」に改め、同条第九項中「四以内」を「以内」に改め、「の選挙」の下に「又は参議院合同選挙区選挙」を加える。

第百三十二条の四第一項の表を次のように改める。

事項	再選挙の行われる区域				
法第百三十一条第一項第四号の選挙事務所の数	一の都道府県の区域（参議院合同選挙区選挙により選出される参議院選挙区選出議員の再選挙が行われる場合に限る。）	一の指定都市の区域	一の指定都市以外の市の区域又はその一部の区域	一の町村の区域又はその一部の区域
法第百四十一条第一項第一号の自動車又は船舶及び拡声機の数	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい	自動車一台又は船舶一隻及び拡声機一そろい
	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所	一箇所

法第百四十二条第一項第二号又は第三号の通常葉書の数	法第百四十二条第一項第二号又は第三号のビラの数	法第百六十四条の二第三項の立札及び看板の類の数	法第百六十四条の五第三項第一号の標旗の数	法第百九十七条の二第二項の報酬の支給を受けることができる者の員数
当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一である場合には二万五千枚、当該選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに二千五百枚を三万五千枚に加えた数	当該都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数が一である場合には十万枚、当該選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに一万五千枚に加えた数（その数が三十万枚を超える場合には、三十万枚）	五	一	五十人
一万枚	三万枚	五	一	三十四人
四千五百枚	一万三千枚	五	一	九人
六百枚	千八百枚	五	一	五人

第百三十二条の四第二項中「前条第三項」を「前条第二項から第五項まで」に、「前項」を「、前項」に改め、「のうち、一の指定都市の区域を区域として行われるもの以外のもの」及び「、同条第四項の規定は再選挙について」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、再選挙（参議院合同選挙区選挙に係るものに限る。）のうち、一の都道府県の区域を区域として行われるもの又は一の指定都市の区域を区域として行われるものにおいては、法第百四十九条第四項の新聞広告の回数は、同項の規定にかかわらず、五回に限るものとする。

第百三十二条の四第三項中「のうち」の下に「、一の都道府県の区域を区域として行われるもの及び」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　再選挙（参議院選挙区選出議員の選挙に係るものに限る。以下この条において同じ。）に第百九条の四第二項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第二項第一号及び第二号イ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）」とあるのは「一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三台以上）」と、「一台（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二台）」とあるのは「一台」と、同号ハ中「以上（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、三人以上）」とあるのは「以上」と、「一人（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、いずれか二人）」とあるのは「一人」と、同条第四項中「六万四千五百円（参議院比例代表選出議員の選挙又は参議院合同選挙区選挙にあつては、十二万九千円）」とあるのは「六万四千五百円」とする。